



平成 28 年 3 月 31 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ  
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志  
( J A S D A Q ・ コード 3 8 0 7 )  
問 い 合 わ せ 先 :  
取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之  
電 話 番 号 0 3 ( 5 7 7 4 ) 2 4 4 0 ( 代 表 )

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、本日、近畿財務局に提出しました平成 27 年 12 月期における内部統制報告書において、当社及び当社の連結子会社である株式会社ネクスグループの財務報告に係る内部統制は有効でないとの判断に基づき、下記のとおり、平成 27 年 12 月期における財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

記

### I. 開示すべき重要な不備の内容及び当該事業年度末までに是正できなかった理由

#### 1. 当社グループにおける財務報告に係る内部統制の不備

当社は、次の項目に起因して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するための決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用が不十分でありました。

- ① 適切な相互チェック・承認体制を整備するに足る人員が不足していること。
- ② 決算スケジュールどおりに各種資料を作成し監査人に提出できないこと。
- ③ 適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な知識及び経験を有した人材が不足し、重要な誤謬が発生し、監査人から多くの指摘を受けたこと。

当社は、当連結会計年度の決算にあたり、当期末をもって決算実務担当者が退職したため、上記の状況が発生いたしました。退職が期末日と同日であったため、人材の補充を行いました。決算・開示・監査対応において上記のような決算・財務報告プロセスの運用に不備を生じさせることとなりました。

#### 2. 当社連結子会社株式会社ネクスグループにおける財務報告に係る内部統制の不備

当社の連結子会社である株式会社ネクスグループは、同社の連結子会社である株式会社 SJI において、平成 27 年 3 月期に係る内部統制報告書にて、検出された不備の是正を図るため、平成 27 年 1 月 30 日に設置した外部の専門家からなる社外委員会の助言・指導と、同年 8 月 7 日に受領した検証報告書をもとに、再発防止の策定と運用に取り組んでまいりました。これらの内、内部通報制度及びコンプライアンス研修については、決算日変更により当該事業年度末が平成 28 年 3 月 31 日から平成 27 年 10 月 31 日となり、社内規程・ルール等の整備は完了したものの、是正処置の運用を評価するための十分な期間を得られなかったため、有効であると評価するには至りませんでした。

## II. 開示すべき重要な不備の是正方針

### 1. 当社グループにおける財務報告に係る内部統制の不備に対する是正

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、管理部門全体としての知識及び経験を強化し、追加的な人材の募集、外部の専門家の活用も含め、適切な内部統制を整備していく方針です。

### 2. 当社連結子会社株式会社ネクスグループにおける財務報告に係る内部統制の不備に対する是正

株式会社SJIは、開示すべき重要な不備の是正のため、

- ① 内部通報制度においては、内部通報に顧問弁護士による社外通報窓口を設置し、通報者保護を強化した運用を開始しております。
- ② 全社的なコンプライアンス意識向上のために、役員研修、社員研修、入社時研修を計画し、実施しております。

その後、重大な内部統制上の不備事象は発生しておりません。引き続き実施した業務改善策の運用を確認し、必要に応じてさらなる改善策を実施する方針です。

株式会社ネクスグループとしても、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、役員を派遣し、監視体制及び情報共有の強化を図ることにより、適正な内部統制を整備、運用する方針です。また、当社といたしましても、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、株式会社ネクスグループ及び株式会社SJIに是正のためのアドバイスをしていく方針です。

なお、当社グループは監査人より指摘を受けた必要な修正はすべて連結財務諸表等に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

## III. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上